○厚生労働省告示第二百十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十七条第二項及び第四十二条、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二十五条第四項並びにクレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）第二百四十三条の規定に基づき、揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程等の一部を改正する件を次のように定める。

令和八年四月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程等の一部を改正する件

（揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程の一部改正）

第一条　揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程（昭和四十七年労働省告示第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（クレーン運転実技教習）	（クレーン運転実技教習）
第四条　前三条の規定は、クレーン運転実技教習について準用する。この場合において、第一条及び第二条中「揚貨装置」とあるのは「クレーン」と、第一条の表揚貨装置の基本運転の項中「四時間」とあるのは「四時間（クレーン等安全規則第二十二条第一号に規定する床上無線運転式クレーンを用いて行う場合にあつては、二時間）」と読み替えるものとする。	**第四条**　前三条の規定は、クレーン運転実技教習について準用する。この場合において、第一条及び第二条中「揚貨装置」とあるのは「クレーン」と、第一条の表揚貨装置の基本運転の項中「四時間」とあるのは「四時間（床上運転式クレーンを用いて行う場合にあつては、二時間）」と読み替えるものとする。

（クレーン構造規格の一部改正）

第二条　クレーン構造規格（平成七年労働省告示第百三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二十五条　（略）	**第二十五条**　（略）
2　前条の巻過防止装置のうち電気式のものにあっては、前項に定めるところによるほか、次に定めるところによるものでなければならない。	2　前条の巻過防止装置のうち電気式のものにあっては、前項に定めるところによるほか、次に定めるところによるものでなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　通電部分と前号の外被との間は、耐電圧試験において、日本産業規格C八二〇一―四―一（低圧開閉装置及び制御装置―第四部：接触器及びモータスタータ―第一節：電気機械式接触器及びモータスタータ）に定める基準に適合する絶縁効力を有する構造とすること。	二　通電部分と前号の外被との間は、耐電圧試験において、日本工業規格C八二〇一―四―一（低圧開閉装置及び制御装置―第四部：接触器及びモータスタータ―第一節：電気機械式接触器及びモータスタータ）に定める基準に適合する絶縁効力を有する構造とすること。
三～五　（略）	三～五　（略）
六　動力回路を直接遮断する構造のものにあっては、通電部分は、温度試験において、日本産業規格C八二〇一―四―一（低圧開閉装置及び制御装置―第四部：接触器及びモータスタータ―第一節：電気機械式接触器及びモータスタータ）に定める基準に適合するものであること。	六　動力回路を直接遮断する構造のものにあっては、通電部分は、温度試験において、日本工業規格C八二〇一―四―一（低圧開閉装置及び制御装置―第四部：接触器及びモータスタータ―第一節：電気機械式接触器及びモータスタータ）に定める基準に適合するものであること。
（走行及び横行の定格速度）	（走行及び横行の定格速度）
第三十三条　有線コントローラーを用いて床上で運転し、かつ、当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーンは、走行の定格速度が一・一メートル毎秒以下のものでなければならない。	**第三十三条**　床上で運転し、かつ、当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーンは、走行の定格速度が一・一メートル毎秒以下のものでなければならない。
2　有線コントローラーを用いて床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンは、トロリの横行の定格速度が一・一メートル毎秒以下のものでなければならない。	2　床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンは、トロリの横行の定格速度が一・一メートル毎秒以下のものでなければならない。
第三十六条　（略）	**第三十六条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　第一項のコントローラーで無線のものにあっては、無線による通信の途絶その他の異常が生じた場合に、自動的に当該コントローラーが制御するクレーンの作動を停止させる構造のものでなければならない。	（新設）